

# 分収造林変更契約締結の流れ

## ◎変更内容に同意

### ①同意書の提出

• 正副2通に押印（登録印鑑）。  
• 内1通に収入印紙200円「を貼付け消印し造林公社へ返送をお願いします。

①分収造林変更契約書締結  
(契約期間延長が必要な場合は、地上権変更登記申請。)

①造林公社が作成し、原本を送付。

受理  
分収造林変更契約書締結完了。

②、③書類一式確認後、押印（登録印鑑）していただき、①、⑤、⑥、④（該当の場合）と併せて返送をお願いします。

### 地上権変更登記申請書類

- ②登記原因証明情報
- ③委任状
- ④地縁団体証明書  
(地縁団体の場合)
- ⑤印鑑登録証明書  
(個人、団体、会社・法人によって取得場所が違いますのでご注意ください。)
- ⑥権利書又は  
登記識別情報通知  
(何らかの理由で提供出来ない場合は、「事前通知制度」により法務局が直接土地所有者に確認します。)

②、③の書類は、造林公社が作成し送付します。

受理  
法務局へ地上権変更登記申請。  
登記完了。

鳥取地方法務局  
倉吉支局  
米子支局

地上権変更登記完了証送付。

法務局から、事前通知。受取後署名押印し、法務局へ返送。

土地所有者

公益財団法人 鳥取県造林公社